事 務 連 絡 令和5年2月10日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

障害保健福祉主管課御中

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部企画課

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う 利用方法の周知について(協力依頼)

有料道路における障害者割引については、令和4年12月19日付事務連絡 (別添2)において、制度改正について事情報提供したうえで、令和5年2月 10日付障発0210第1号(別添3)において、改正後の取扱いを令和5年3月 27日(月)から開始する旨お知らせしているところです。

1人1台要件の緩和により、タクシーや福祉有償運送、レンタカー、知人の 自家用車等での有料道路の利用であっても、料金所で障害者割引登録済みであ ることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等 の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。

今般、国土交通省道路局高速道路課より、事前登録をしていない車両で障害者割引を利用される障害者の方に向けて、有料道路の利用の流れと注意点を種別ごとにまとめた資料(別添4から別添7)を作成した旨の連絡と、周知の協力依頼がございました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、管内の福祉事務所等 関係者へ展開いただき、利用される障害者の方への周知に御協力を賜りますよ うお願いいたします。

なお、窓口の受付マニュアル、案内冊子等については、別途改訂版を送付予 定ですので、御承知おきください。

(送付資料)

- 本紙
- ・(別添1) 有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う利用方法の周知について(協力依頼)(国土交通省道路局高速道路課事務連絡)
- ・(別添2) 令和4年度における有料道路の障害者割引制度の改正について(情報 提供)(令和4年12月19日付事務連絡)
- ・(別添3)「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の一部改正 について(令和5年2月10日付障発0210第1号)
- ・(別添4) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(タクシー編)
- ・(別添5) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(福祉有償運送編)
- ・(別添6) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(レンタカー編)
- ・(別添7) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(知人の車・代車等編)

別添4から別添7につきましては、下記ウェブページにおいても公開されておりますため、併せて御活用いただけましたら幸いです。

URL https://www.expressway-discount.jp/pressdownload/

事 務 連 絡 令和5年2月8日

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部企画課御担当者 様

国土交通省道路局高速道路課

有料道路における障害者割引の要件緩和に伴う 利用方法の周知について(協力依頼)

有料道路における障害者割引については、令和5年2月8日付国道高第255号において、令和5年3月27日(月)から運用開始することについて協力を依頼しているところです。

1人1台要件の緩和により、タクシーや福祉有償運送、レンタカー、知人の自家用車等での有料道路の利用であっても、料金所で障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。

そのなかで、事前登録をしていない車両で障害者割引を利用するに当たって、利用される障害者の方に向けた有料道路の利用の流れと注意点を種別ごとにまとめた資料を別添のとおり作成しておりますので、各都道府県・市区町村管内の福祉事務所等関係者へ展開いただき、利用される障害者の方への周知に御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、窓口の受付マニュアル、案内冊子等については、別途有料道路事業者より改訂版 を送付予定ですので、御承知おきください。

<添付資料>

- (別添①) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(タクシー編)
- (別添②) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(福祉有償運送編)
- (別添③) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(レンタカー編)
- (別添④) 有料道路の障害者割引をご利用される方へ(知人の車・代車等編)
- ・(別添①) ~ (別添④) につきましては、下記ウェブページ上においても、公開しておりますため、併せて御活用いただけましたら幸いです。

URL https://www.expressway-discount.jp/pressdownload/

事 務 連 絡 令和4年12月19日

都道府県 指定都市 中 核 市

障害保健福祉主管課御中

厚生労働省社会•援護局 障害保健福祉部企画課

令和4年度における有料道路の障害者割引制度の改正について(情報提供)

有料道路の障害者割引措置については、申請手続等に関して種々の御協力をいただいているところです。当該制度につきまして、国土交通省道路局高速道路課より、下記の改正を令和4年度中に予定している旨の情報提供がございました。

また、有料道路事業者より、現時点の案として別添のとおり変更概要や留意点の提供がありましたため、運用開始に先立って情報提供させていただきます。

具体の運用開始日については、有料道路事業者における受付体制の整備や、 関係機関との調整を経た後、改めてお知らせします。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、管内の関係者等へ周 知をお願いします。

記

1. 1人1台要件の緩和について

現行の制度では、1人1台に限って事前に登録いただくことを要件としているところですが、障害者団体からの要望を踏まえ、この1人1台要件の緩和に向けて有料道路事業者において調整しているところです。

具体的には、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者手帳等を提示していただいた場合は割引対象に追加する予定です。

2. オンライン申請の導入について

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、ICTの活用等による申請手続の効率化について検討するとさ

れたことを受け、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る 観点から、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請の 導入について準備を進めているところです。

オンライン申請の導入後においても、オンライン申請を利用できない方へ配慮する必要があることから、引き続き、市区町村の協力のもと福祉事務所を窓口として証明事務を行うことについて、協力をお願いいたします。

(送付資料)

- 本紙
- ・(別添1)令和4年度における有料道路の障害者割引制度の改正について(情報 提供)(国土交通省道路局高速道路課事務連絡)
- ・(別添2) 概要説明資料
- ・(別添3) 2022 年度における障害者割引の変更内容について

事 務 連 絡 令和4年11月22日

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部企画課御担当者 様

国土交通省道路局高速道路課

令和4年度における有料道路の障害者割引制度の改正について(情報提供)

有料道路の障害者割引措置については、申請手続等に関して種々の御協力をいただいているところです。当該制度につきまして、下記の改正を令和4年度中に予定しております。

また、有料道路事業者より、現時点の案として別添のとおり変更概要や留意点の提供がありましたため、運用開始に先立って情報提供させていただきます。

具体の運用開始日については、有料道路事業者における受付体制の整備や、関係機関と の調整を経た後、改めてお知らせします。

つきましては、関係者への周知等につき御協力いただくようお願いします。

記

1.1人1台要件の緩和について

現行の制度では、1人1台に限って事前に登録いただくことを要件としているところですが、障害者団体からの要望を踏まえ、この1人1台要件の緩和に向けて有料道路事業者において調整しているところです。

具体的には、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者手帳等を提示していただいた場合は割引対象に追加する予定です。

2. オンライン申請の導入について

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、ICTの活用等による申請手続の効率化について検討するとされたことを受け、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請の導入について準備を進めているところです。

オンライン申請の導入後においても、オンライン申請を利用できない方へ配慮する必要があることから、引き続き、市区町村の協力のもと福祉事務所を窓口として証明事務を行うことについて、協力をお願いいたします。

障害者割引に係る1人1台要件緩和について

【経緯】

障害者団体による令和2年12月24日の国土交通大臣要望の際に、国土交通大臣より、障害者割引の1人1台要件について見直す方針が示され、運用に向けた方法等について、国及び高速道路会社で調整を進め、令和4年3月31日付けで国土交通省道路局高速道路課長より制度の見直しについて通知があり、今般制度を変更することとしたもの。

【現行の障害者割引】

障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、通勤、通学、 通院等の日 常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

対象自動車:事前登録された自動車(障害者 1人につき 1台)

利用方法 : 身体障害者、重度の身体障害者又は重度の知的障害者身体障害者による

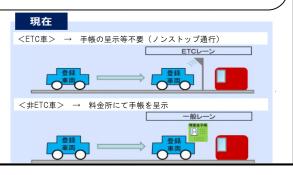
割引登録申請(以下、割引登録申請)のうえで

・ETC車の場合は、事前登録したETCカードを利用しそのまま通行

・現金利用車の場合は、料金所で障害者手帳を呈示



事前登録された自動車1台しか割 引対象とならないため、車両非保 有者などは割引対象外





<今回の変更>

割引対象となる自動車を追加 (全国の有料道路事業者において同様)

【追加の内容】

追加する対象自動車:事前登録されていない自動車

利用方法 :割引登録申請のうえで

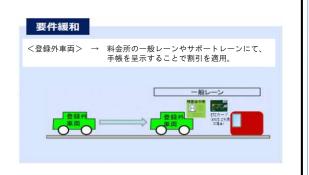
・ETC車、現金利用車のどちらの場合でも、料金所で障害者

手帳を呈示

(※既に割引登録している場合は、1人1台要件緩和に伴い新たな手続きは不要)



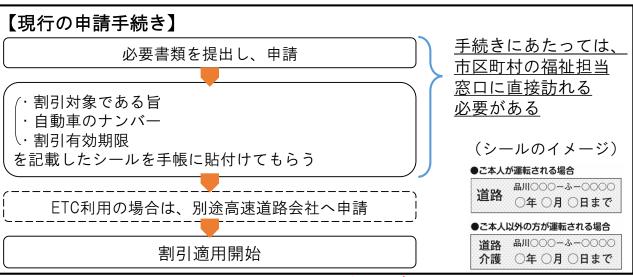
親族や知人等の所有する自動車、 レンタカー、車検時の代車、タク シー(要介護者のみ) などの利用 を想定し、<u>事前登録されていない</u> 自動車であっても割引対象とする



障害者割引に係る申請手続きのオンライン化について

【経緯】

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、ICTの活用等による申請手続の効率化について検討する。」とされた。これを受け、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、国土交通省によるマイナンバーを活用したオンライン申請の実現性に関する調査検討及び厚生労働省との協議が行われ、令和4年3月31日付けで国土交通省道路局高速道路課長より障害者割引制度におけるオンライン申請の導入について通知があり、全国の高速道路会社においてオンラインによる申請を可能とすることとしたもの。





 く今回の変更>
 申請方法としてオンライン申請を追加

【追加の内容】

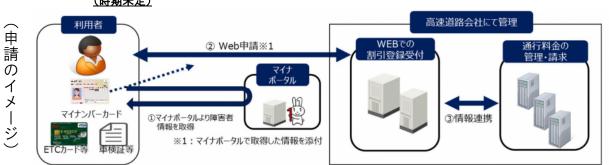
有料道路事業者が共同で設けるオンラインシステム (マイナポータル等と連携)にて申請 (※ETC利用申請を併せて行う場合に限る)

有料道路ETC割引登録係から送付されたシールを手帳に貼付ける

市区町村の 福祉担当窓口 に直接訪れる 必要がない

割引適用開始

申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る ※ 各福祉事務所でも、オンラインシステムへの登録状況を確認できるようにすることを考えています。 (時期未定)



調整中

(9)2022 年度における障害者割引の変更内容について

1.1人1台要件緩和について

1人1台要件の緩和については、各障害者団体から要望をふまえ、有料道路事業者において、事前登録車両以外の割引利用にあたって、料金所における障害者手帳等の確認方法等の運用方法について調整を行い、障害者の利便性の向上を図る観点から、今般、要件の緩和をすることといたします。

1人1台要件緩和に伴う福祉担当窓口の主な注意点は以下のとおりです。

主な注意点

- ○既に割引登録している場合は、1人1台要件緩和に伴う新たな手続きは不要です。
- ○自動車の登録なしでも本割引の登録が可能となります。その場合は、シールに自動車登録番号又は 車両番号の代わりに「自動車登録なし」と記載してください。なお、自動車登録なしの場合はET C利用申請ができません。
- ○自動車の登録なしで割引登録をしていた障害者の方が、新たに自動車を登録する場合は変更申請 (更新期間中であれば更新申請も可)が必要です。

2. オンライン申請の導入について

オンライン申請の導入については、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年 12 月 18 日閣議決定)において、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、ICTの活用等による申請手続の効率化について検討する。」とされました。

これを受け、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、システム検討を行い、窓口事務の簡素化等の観点から、今般、オンラインによる申請を可能とすることといたします。(現状の割引適用において、ETC利用が約9割(利用台数ベース)であることを踏まえ、ETC利用の登録手続きまでされる方を申請対象とします。)

なお、オンラインシステムの導入後においても、オンライン申請を利用できない方への配慮が必要であることから、引き続き、福祉担当窓口においても証明事務のご対応をお願いいたします。将来的には、オンラインシステムのサービス拡充を検討していく上で、各福祉担当窓口においてオンラインシステムへの登録状況を確認できるようにすることを考えています。

オンライン申請の導入に伴う福祉担当窓口の主な注意点は以下のとおりです。

主な注意点

- ○オンライン申請で割引登録を行った障害者の方が、福祉担当窓口で変更・更新申請する場合がご ざいますが、これまでの変更・更新申請と同様にご対応ください。
- ○オンライン申請で発行されるシールと福祉担当窓口で貼り付けるシールの様式は異なります。 オンライン申請で発行されるシールには対象障害者の方の手帳番号が記載されますが、福祉担当 窓口で貼り付けるシールには対象障害者の手帳番号を記載していただく必要はございません。

オンライン申請について障害者の方からお問い合わせがございましたら、以下の URL またはお問い合わせ先をご案内ください。

オンライン申請お問合せフォーム

https:// OOO

・オンライン申請のご利用方法

https://000

※今般の制度改正に合わせて、ご案内冊子、事務受付マニュアルの改訂を行います。

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市市長

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の改正について

身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」(平成15年11月6日付け障発第1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)により周知し、申請手続き等に関して御協力をいただいているところです。

今般、国土交通省道路局長から「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の別紙「有料道路における障害者割引措置実施要領」を一部改正し、下記のとおり令和5年3月27日(月)から運用を開始する旨の通知がありました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、管内の関係者等へ周知をお願い します。

記

1. 1人1台要件の緩和について

現行の制度では、1人1台に限って事前に登録することを要件としているところですが、障害者団体からの要望を踏まえ、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示していただいた場合は割引対象となります。

2. オンライン申請の導入について

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、ICTの活用等による申請手続の効率化について検討するとされたことを受け、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請を導入します。オンライン申請の導入後においても、オンライン申請を利用できない方へ配慮する必要があることから、市区町村の福祉事務所を窓口として証明事務を行うことについて、引き続き御協力をお願いいたします。

3. 運用開始日

令和5年3月27日(月)

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(タクシー編)

タクシーをご利用される前に、タクシー会社又は乗務員に 有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず事前確認が必要です!

ご利用の条件~タクシーご利用にあたって~

- ○タクシーや介護タクシー乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、 タクシー会社と乗務員にご協力をいただけることが前提となります。
- ○タクシーの<u>予約時又は乗車する前</u>に、タクシー会社又は乗務員に<u>有料道路の</u> 障害者割引を利用する旨とETC利用の場合はその旨も必ず申出してください。
- ○手帳に<u>「道路介護」</u>と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。 (「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- ○<u>乗合タクシー、ETCカードを車載器から抜けないタクシー</u>では有料道路の 障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

事前に配車の予約をする場合

タクシーで有料道路の 障害者割引を利用したい のですが、できますか?





はい、可能ですよ。 いつどちらに配車を ご希望ですか?

事前予約をしていない場合

はい、適用可能ですよ。 お客様のETCカードをお預かりします。 どちらまで行かれますか?



私(利用者)のETCカードを タクシーに挿して有料道路の 障害者割引を利用したいのですが、 できますか?

※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても割引の適用はできません。

注意事項~タクシーご利用前にご確認いただきたいこと~

- ○料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず手帳を持参してください。
- ○支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ○<u>ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に</u> 挿入できるかを予め確認してください。
 - ※タクシーのETCカードでは障害者割引は適用されません
 - ※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- ○障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず 登録済みのETCカードを携行してください。

(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

○上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずに 、タクシーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

タクシーに乗車したあとは・・・

注意

タクシーが走り出す前に乗務員へ依頼してください!

- ※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても障害者割引の適用はできません。
- ○利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線 アンテナがある場合があるため、<u>走行開始する前に利用者ご自身のETCカードを</u> タクシーのETC車載器に挿入するよう依頼してください。
- ○料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、<u>乗務員へ</u> 「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で
 - 一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- ○料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、 ETCカード等を準備してください。 ☑身体障害者手帳又は療育手帳(ミライロIDも可)

☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください

支払を行う料金所での確認の流れ

- ○料金所では、手帳の確認を行うため、<u>料金所係員に提示</u>します。
- ○利用者のETCカードで支払をする場合は、タクシー乗務員はETC車載器から利用者の ETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。
- ○<u>料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認</u>をし、障害者割引処理を行います。

手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり 道路 品川〇〇一ふ一〇〇〇 介護 〇年 〇月 〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。

タクシー降車時の有料道路料金の精算

- ○有料道路料金はタクシーの運賃とは別建てとなります。
- ○現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、 タクシー乗務員が立替払をした場合には、降車時に有料道路料金の領収書を もとに精算してください。
- ○利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が 請求されるため、降車時に乗務員へ有料道路料金を支払う必要はありません。
- ○<u>タクシーのETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れが</u> <u>ないよう降車時に忘れず確認</u>してください。
- ○長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることが ありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、 障害者割引の対象外となりますので、事前にタクシー会社等にご確認ください。

NEXCO東日本お客さまセンター(24時間) TEL 0570-024-024(通話料有料) または TEL 03-5308-2424(通話料有料) NEXCO中日本お客さまセンター(24時間) TEL 0120-922-229(フリーダイヤル)または TEL 052-223-0333(通話料有料) NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) TEL 0120-924-863(フリーダイヤル)または TEL 06-6876-9031(通話料有料)

首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)

阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)

本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)





有料道路の障害者割引をご利用される方へ(福祉有償運送編)

福祉有償運送をご利用される前に、福祉有償運送実施者に 有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず事前確認が必要です!

※福祉有償運送とは、道路運送法施行規則第51条の自家用有償旅客運送の種別の一つです。

ご利用の条件~福祉有償運送のご利用にあたって~

- ○福祉有償運送車両に乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、 福祉有償運送実施者のご協力をいただけることが前提となります。
- ○福祉有償運送の<u>予約時</u>に、<u>有料道路の障害者割引を利用する旨と</u> <u>ETC利用の場合はその旨も必ず申出</u>してください。
- ○手帳に<u>「道路介護」</u>と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。 (「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- ○<u>「交通空白地有償運送」の車両やETCカードを車載器から抜けない車両</u>では 有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

福祉有償運送の予約時に利用確認をお願いします。

福祉有償運送で 有料道路の障害者割引を 利用したいのですが、 できますか?







はい、可能ですよ。 いつどちらに配車を ご希望ですか?

※福祉有償運送のご利用(乗車)開始後に運転者に申出をしても 障害者割引の適用はできません。

注意

注意事項~ご利用前にご確認いただきたいこと~

- ○料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず手帳を持参してください。
- ○支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ○ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に 挿入できるかを予め確認してください。
 - ※福祉有償運送実施者のETCカードでは障害者割引は適用されません
 - ※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- ○障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、 必ず登録済みのETCカードを携行してください。
 - (料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

○上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用しない 、ETC利用の方が安価となる場合があります。

福祉有償運送車両に乗車したあとは・



福祉有償運送のご予約時にお申し出が必要です。

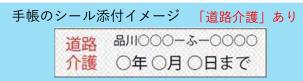
- ※福祉有償運送のご利用開始後に運転者に申出をされても障害者割引の適用はできません。
- ○利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線 アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードを 福祉有償運送車両のETC車載器に挿入するよう依頼してください。
- ○料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ 「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で
 - 一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- ○料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、 ETCカード等を準備してください。 ☑身体障害者手帳又は療育手帳(ミライロIDも可)

☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携行してください

支払を行う料金所での確認の流れ

- ○料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。
- ○利用者のETCカードで支払をする場合は、運転者はETC車載器から利用者の ETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。
- ○料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。



※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。

福祉有償運送利用時の有料道路料金の精算

- ○有料道路料金は運送の対価とは別建ての実費精算が基本です。
- ○有料道路料金を現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、 又は、運転者が立替払をした場合には、別途、有料道路料金の領収書をもとに 精算してください。
- ○利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求される ため、別途、福祉有償運送実施者へ有料道路料金を支払う必要はありません。
- ○福祉有償運送車両のETC車載器から利用者のETCカードの 抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。
- ○長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることが ありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の 対象外となりますので、事前に福祉有償運送実施者にご確認ください。

-【お問い合わせ先】 -NEXCO東日本お客さまセンター(24時間) TEL 0570-024-024(通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料) NEXCO中日本お客さまセンター(24時間) TEL 0120-922-229(フリーダイヤル)または TEL 052-223-0333(通話料有料)

NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) TEL 0120-924-863(フリーダイヤル)または TEL 06-6876-9031(通話料有料) 首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)

阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)

本州四国連絡高速道路お客さま窓口(9:00~17:30) TEL 078-291-1033(通話料有料)







有料道路の障害者割引をご利用される方へ(レンタカー編)

レンタカーで有料道路の障害者割引を 利用する際は、事前にご利用方法をご確認ください。

これまで事前に登録された自家用車(1人につき1台)に適用していた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合(*)も、障害者割引の対象となるよう要件を緩和しました。レンタカーで障害者割引の適用を受ける際は、事前にご利用方法をご確認ください。

(*) 「自家用車を保有していない|又は「車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない|場合

レンタカーで対象となる主な自動車の種類

乗用自動車

自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下、「自動車検査証等」といいます。)の「用途」に「乗用」と 記録されているもので、乗車定員10人以下のもの

貨物自動車

自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの

特種用途自動車

自動車検査証の「用途」に「特種」と記録されているもののうち、「車体の形状」に「車いす移動車(身体障害者輸送車)」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの

二輪自動車

総排気量が125ccを超えるもの

※営業や事業の手段として自動車を利用する場合並びに上表の範囲外の自動車及び外見上営業や事業のために使用していることが明らかな自動車を利用する場合等は障害者割引の適用が受けられません。

注意

注意事項~ご利用前にご確認いただきたいこと~

- ○有料道路における障害者割引の適用を受けるためには、身体障害者手帳又は療育手帳を 管理している市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請手続きをして いただき、手帳に登録済みであることを示すシールを貼付いただくことが必要です。
- ○料金所で手帳の提示が必要となりますので、<u>必ず手帳を持参</u>してください。
- ○料金を支払う料金所では、手帳の提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)を通行してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- ○支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、 障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ○レンタカーETC車載器があるか、お客さま持参のETCカードをレンタカーのETC車載器 に挿入できるかを予め確認してください。
- ○レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算できませんので、お客さま持参のETC カードをレンタカーのETC車載器に挿入してご利用ください。 ※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります。
- ○障害者割引の利用にあたり事前登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済の ETCカードを携行してください。(料金所係員が登録済ETCカードの提示をお願い することがあります)

現金利用の場合

○上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにレンタカー のETCを利用した方が安価となる場合があります。

レンタカーでの料金所のご利用方法



レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算でき ません。ETCカードでお支払いを希望する場合は、 走行開始する前にお客さま持参のETCカードを、 ETC車載器に挿入してからご利用ください。



料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン 又はサポートレーン※に進入

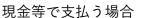
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)

料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます!



※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

(出口で料金を支払う料金所)



⇒入口では、一般レーン、混在レーン

又はサポートレーンにて 通行券を受領して発進

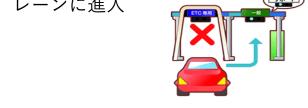
又は

ETCカードで支払う場合 ⇒ETCレーンにて無線通行

(ノンストップ走行)



①出口では、一般レーン、 混在レーン又はサポート レーンに進入



②障害者手帳を係員に提示

③現金等で支払う 場合は、料金を 支払って発進



又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に カードを渡し、返却を受けてから発進

(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を係員に提示



場合は、料金を 支払って発進

又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に カードを渡し、返却されたカードを 車載器に挿入して発進





出口では、 ノンストップで涌過



-【お問い合わせ先】 **--**

NEXCO東日本お客さまセンター(24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料) NEXCO中日本お客さまセンター(24時間)

NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料) 首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)

阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)

本州四国連絡高速道路お客さま窓口(9:00~17:30) TEL 078-291-1033(通話料有料)

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(知人の車・代車等編)

知人の車や車検時の代車等で有料道路の障害者割引を 利用する際は、事前にご利用方法をご確認ください。

これまで事前登録された自家用車(1人につき1台)に適用していた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合(*)も、障害者割引の対象となるよう要件を緩和しました。<u>知人の車や車検時の代車等で障害者割引の適用を受ける際は、事前にご利用方法をご確認ください。</u>

(*) 「自家用車を保有していない|又は「車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない|場合

事前登録した車両以外で対象となる主な自動車の種類

乗用自動車

自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下、「自動車検査証等」といいます。)の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの

貨物自動車

自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの

特種用途自動車

自動車検査証の「用途」に「特種」と記録されているもののうち、「車体の形状」に「車いす移動車(身体障害者輸送車)」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの

二輪自動車

総排気量が125ccを超えるもの

借用自動車

車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、 特種用途自動車、二輪自動車

- ※自動車検査証等の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている自動車が対象です。
- ※法人名義の自動車を個人的に利用する場合、営業や事業の手段として自動車を利用する場合並びに上表 の範囲外の自動車及び外見上営業や事業のために使用していることが明らかな自動車を利用する場合等 は本割引の適用が受けられません。

注意

注意事項~ご利用前にご確認いただきたいこと~

- ○有料道路における障害者割引の適用を受けるためには、身体障害者手帳又は療育手帳を 管理している市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請手続きをして いただき、<u>手帳に登録済みであることを示すシールを貼付いただくことが必要</u>です。
- ○料金所で手帳の提示が必要となりますので、<u>必ず手帳を持参</u>してください。
- 〇料金を支払う料金所では、手帳の提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)を通行してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- ○<u>支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、</u> 障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

○ETC利用登録者は、必ず登録済みのETCカードを携行して下さい。 (料金所係員が登録済みのETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

○上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用しないETC利用 の方が安価となる場合があります。

知人の車や車検中の代車などでの料金所のご利用方法



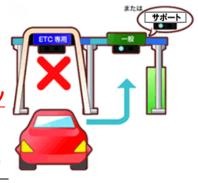
ETCカードでお支払いを希望する場合は、 <u>走行開始する前にETCカードを、ETC車</u> <u>載器に挿入してからご利用ください</u>。



料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーン※に進入

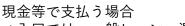
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)

料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます!



※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

(出口で料金を支払う料金所)



⇒入口では、一般レーン、混在レーン 又はサポートレーンにて

又はサポートレーンにで 通行券を受領して発進

又は

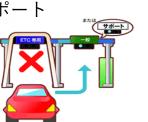
ETCカードで支払う場合 ⇒ETCレーンにて無線通行

(ノンストップ走行)



①出口では、一般レーン、 混在レーン又はサポート

レーンに進入



②障害者手帳を係員に提示

③現金等で支払う 場合は、料金を 支払って発進

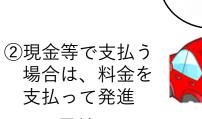


又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に カードを渡し、返却を受けてから発進

- (入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を係員に提示



又は、 **ETCカード**で支払う場合は、係員に カードを渡し、返却されたカードを



出口では、 ノンストップで通過



■【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター(24時間) TEL 0570-024-024(通話料有料) または TEL 03-5308-2424(通話料有料) NEXCO中日本お客さまセンター(24時間) TEL 0120-922-229(フリーダイヤル)または TEL 052-223-0333(通話料有料)

NEXCO西日本お客さまセンター(24時間) TEL 0120-924-863(フリーダイヤル)または TEL 06-6876-9031(通話料有料) 首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855(通話料有料)

阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)

本州四国連絡高速道路お客さま窓口(9:00~17:30) TEL 078-291-1033(通話料有料)